

平成 2 3 年度第 2 回社会福祉審議会 議事録要旨

日 時	平成 2 4 年 2 月 2 0 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から 4 時 3 0 分まで
場 所	東大阪市役所 1 8 階 大会議室
出席者	<p>(委員長) 関川委員長 (委員) 新崎委員、安西委員、稲森委員、井上委員、江浦委員、大西委員、奥山委員、小野委員、勝山委員、坂本委員、塩田委員、田中委員、辻本委員、中川委員、永見委員、西口委員、西島委員、福永委員、松田委員、三星委員、宮田委員、藪委員、山野委員、吉田委員 以上 2 2 名</p> <p>(事務局) 立花健康福祉局長、西田福祉部長、中谷健康部長、平田福祉部次長、西田健康部次長、橋本障害者支援室長、川東高齢介護室長、秋田高齢介護室参事、田村こども家庭室長、田中健康福祉企画課長、池田法人指導課長、橋本事業者指導課長、清水生活福祉課長、竹山障害者支援室次長、高橋障害者支援室次長、小櫻高齢介護課長、小笠原介護保険料課長、中野こども家庭課長、奥野子育て支援課長、関谷保育課長、山本健康づくり課長、健康福祉企画課 赤穂総括主幹、大引主任、加藤主任、吉原主任</p>
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 障害者福祉専門分科会における計画策定の報告について <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 3 期障害福祉計画 2 . 高齢者福祉専門分科会における計画策定の報告について <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 6 次高齢者保健福祉計画、第 5 期介護保険計画
議事要旨	<p>司会 開会のことば 健康福祉局長 開会のあいさつ 司会 ・岡委員、塩田委員 (平成 23 年 11 月 15 日付委嘱) の紹介</p> <p>委員長あいさつ</p> <p>【平成 2 3 年度に策定した障害福祉に関する計画についての報告】 障害者支援室 (障害福祉計画案策定に係る経過報告)</p> <p>【委員の意見】 (委員) パブリックコメントや以前の会議で指摘があった件が加えていただけており良いのかなと思う。 やはり障害福祉計画というのは、その中でも意見が出たが、数値目標だけではなく、夢のようなこうあったら良いねというものも含まれているのがいいと思う。</p> <p>(委員) この四月から特に児童の部分は随分、制度変更があるので、それに遅れる</p>

ことがないように準備していただきたい。

(事務局)

障害児に係る通所サービスについてはこの4月1日から児童福祉法の改正に伴ってこども家庭室で担当する。

本日、国で課長会議をやっており、ようやく具体の中身が見えてきたところであるが、大きく言って、これまで通園のはばたき園のサービス等が市町村に移行してくると、障害者自立支援法の下で位置付けられていた児童デイサービスというものが、児童発達支援事業というように名前が変わり市町村の方に移行してくる。いわゆる生まれてから青年期を迎えて一生を終える、一連の生活に関わる障害に対する支援については障害者自立支援法で引き続きサービスがあり、とりわけ児童についての療育支援の通園施設サービスについては児童福祉法の中で位置付けられたと思っている。

これから国の方からも詳細が明らかになってくると思うので、今後色々説明させて頂き、御協力をお願いしたいと考えている。

(委員長)

その部分は障害者計画から外れるが、児童の計画の中で改めて位置づけて整合性を持たせていくということか。

(事務局)

現在も次世代育成計画に位置付けられてはいるが、実際に利用される市民の方から見るとどちらに位置付けるのがいいか、という思いはあるので今後整理していきたい。

【平成23年度に策定した高齢者福祉に関する計画についての報告】

高齢介護室

(高齢者保健福祉計画、介護保険計画案策定に係る経過報告)

【委員の意見】

(委員長)

介護保険事業計画の部分で言えば、保険料が想定した通りに、かなり引き上げになる。本市における保険料上昇要因として今回、特別養護老人ホーム等の施設整備等を見込んでとの説明があったが、その他に引き上げの要因があれば説明いただきたい。

(事務局)

まず上昇する要因としては、一番大きいのが高齢者数の増加に伴う給付費の増加で、この分を保険料の額の内訳に直すと568円程上昇するという計算になっている。

2点目に介護に係るサービス総費用の内、第1号被保険者の方に負担していただく割合が、法令で決まっているが、これまでは20%の負担だったのが21%の負担にあるということが決まっている。この1%上昇分が保険料月額で言うと257円程ということになる。また報酬の改定が平均1.2%というように言われているが、これに相当する分が28円程度。施設の整備

分が112円程度。また、介護職員の処遇改善という課題に対し、現在の第4期については国より交付金があったが、この手立てがなくなり、これを保険料で賄っていかないといけないという影響が出たので、この分が72円程度ということになった。

下げる要因としては、介護給付費準備基金を殆ど全てに近い額を次の計画の為の費用として投入することを考えており、この分で369円を下げているというよう状況である。また、都道府県で積み立てていた財政安定化基金を市町村へ一部返してくれるという法改正があり、この分で50円程は下げることが出来たというような状況である。

(委員長)

上昇分617円であるが、本来であれば1000円程上がる予定であったところを、介護給付費準備基金などを食いつぶして400円引き下げて、600円程度の上昇分になるということと、それが、低所得者の方の介護保険料の負担引き上げに少し配慮して、高額の方については値上げを少し増やさせて頂き、従来よりもより多めに負担していただくなどして低所得者に対する配慮をしたという事。それ以外については、地域包括支援センターを中心とした連携強化のありかたについて検討したのが新しいところである。

更に高齢者について、サービスを受ける対象ではなくて、高齢社会に主体的に関わる市民として、位置づけをより明確にした、というのが今回の計画の特徴ではないか、と高齢者福祉専門分科会会長として、計画のとりまとめにあたり総括している。

(委員)

少し補足すると、介護保険法の改正でいくつか新しいサービス類型が出来る。本市でも地域密着型サービスについて従来からすでにやっているが、そこに新しい類型が差し替わることに對して、どのように対応していくのがか問われている。また、これは計画の中にも書き込まれているが、この4月に事業所の指導権限が大阪府から東大阪市に移行してくるということで、サービス事業者に対する指導監督を市が保険者として責任を持っていかないといけないといったあたりが今度の新しい計画で変わるところではないか。

(委員長)

障害福祉計画も高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画も共通する部分というのは、地域で暮らすということを支えるということ。そして利用者のニーズに応じた制度化されたサービスと制度化されていない住民共同のサービスをいかにコーディネートするかということ。それに関わって、事業者、住民、様々な方のネットワーク、連携をどう組んでいくのかということ。この三点においては、共通する課題を持っているのではないかと、二つの計画の報告を踏まえて思うところである。

おそらくその部分は地域福祉計画と重なる部分だと思うが、二つの計画を聴いて、また日頃から本市事務局に助言している立場から、気づいた事あるいは本市の持つ課題等を指摘頂けないか。

(委員)

高齢者が街づくりの主体となって活躍する仕組みづくりと言うところに少し関わっている。地域福祉計画や、社協の地域福祉活動計画との連携という点と、先程、委員長の話にあったようにサービス利用者という視点から、サービス提供者と言う視点への意識を変えるというところでの生涯学習とか社会貢献学習への転換という観点がある。

また地域福祉活動計画の中で社会福祉協議会が在宅福祉サービスから撤退して、地域福祉へ特化した、組織として生まれ変わったという状況もある。

その関係の中で、所謂、在宅福祉サービスに力を入れていたところを、(仮称)高齢者地域支え合い相談センターというような、高齢者の方自身が東大阪の地域福祉それから高齢者福祉の担い手づくりをやっていこうという形を今少しずつ進めているところである。

そういうところの、人材養成としてのシニア地域活動実践塾。これは昔は悠友塾と言う形で、高齢者大学言うような名称をしていたが、これをあえて、地域活動実践塾と言う形で、学んだことを実践に繋げようという形で、現在、社会福祉協議会を中心に修了生の方々がプログラムを作ったり、フィールドワークを計画するという形に行っている。

それから今、委員長の指摘にあった、公助、専門職の支援と、共助、支え合い事業と言うところで、年度末から3回に分けて社会コミュニティソーシャルワーカーと地域福祉活動専門員と在宅介護支援センターの方々に、地域福祉コーディネーター研修という形で、具体的に支援ネットワークのキーパーソン作りという形の二本柱で今動き出しているという事が現状報告させて頂く。

(委員長)

障害福祉計画と重なる部分はないか。

(委員)

今、コミュニティソーシャルワーカーのスーパーバイズをしているが、その中でやはり大きな問題として、複合多問題の家庭の中になんかの割合で精神的な障害のある人が含まれていて、その人の支援、そしてその支援をしている人が高齢で、また介護が必要であるというような複合支援の必要なところに、コミュニティソーシャルワーカーが、高齢者施策、それから障害者施策、また児童虐待で言うと、スクールソーシャルワーカーと連動するというような形で連携を持ってやることで、先程の支援ネットワークをしっかりと進めていこう、としている。また、まだ動き出してはいないが、地域福祉計画の中で地域福祉ネットワーク推進会議というものがあり、それを各リージョンごとにこれから形にしていこうという形を、コミュニティソーシャルワーカーや地域活動専門員の方と具体的に進めているところが特徴としてある。

(委員長)

障害福祉計画については現在の制度等の関係を重視して制度外のインフォーマルなところの位置づけという意味で、地域福祉との関係づけが、高齢者保健福祉計画、介護保事業計画と比較すると少し弱いかな、薄いかなというような印象を少し受ける。そういった部分も地域福祉計画のところでも問題

提起していただき、今後その関係づけを少しシステム作りとして考えて頂ければというふうにも思う。

(委員)

要望というか意見がいくつもある。障害福祉計画の中では4点程あるが、一つは、サービスの実績と評価、そして今後の見込量、これとの兼ね合いで、例えば障害のある方々の、子どもも、大人もニーズをどういうふうに把握をして、そして実際に実績をそこに結び付けて見込量を位置づけていくという事が必要だと思うが、例えばショートステイについて子どもやあるいは精神障害の方、重度の医療的なケアを要するような事業所が少ないと指摘があった。そういった意味では、断られた件数はどのくらいあったのか、人数がどのくらいあるのか、そういった事をきちっと把握していかないと、今後の見込量、事業所を増やしていくこの必然性にもまた結びついていかないとというふうに思い、そういったような問題があるのではないかというふうに思った。

それと二点目には相談のシステムが非常に重要な役割を、この障害福祉計画でも介護保険の事業計画でも位置づけられていると思っている。

それぞれの子どもから大人、高齢に至るまでライフステージごとに、様々なやはり問題を抱えるのが必定で、そこには障害であればその障害の種類で様々な特性が出てくる。その特別なそういったニーズにどう相談を受けて、コーディネートをどういうふうにしていくのか、そういうことが非常に問われると思うが、今もある相談システムを更に充実をし、構築していく上では、例えば障害福祉計画では57ページに書かれてある、機関相談支援センターの設置というのは非常に重要な事だと思っている。

8ヶ所の相談支援センターで相談を受けて頂いているが、そういった相談支援センター同士の交流もされていると思うし、調整もされていると思うが、機関センターをしっかりと作って、そのシステム化を図っていく事が、相談の上で必要じゃないかというふうに思っている。

それと3点目は障害福祉と介護保険の制度との問題である。

実際に障害のある方が、65歳を超えていくと介護保険を優先していく。今まで、障害福祉の中で受けられていたサービス量が介護保険に優先されるという中で、その今まで受けてこられたサービスが、量的に受けられないというケースが起こっており、これは全国的な課題ではあるが、私も色々相談を受けている。これをどういうふうクリアをしていくかは、今後、検討していかなければならないと思っている。

それと4つ目は、障害の方、あるいは高齢の方について、災害時にどのように情報を提供し、誘導して避難をしていただくか。そしてその避難所、あるいは福祉避難所でどういう生活支援をそこで出来ていくか、この問題、非常に東日本大震災が起こってから、私は重要なテーマだというふうに思っており、阪神淡路大震災そして新潟の中越地震、様々起こってきて、そして今度、東日本大震災があったが、実際に先月には、ある新聞で、全国の避難所の設置が全国的に見ても3割に達してない、ようやく3割かというような報道があった。

東大阪市では随分とそれぞれの高齢者の施設、あるいは障害者の方々の施設、手を上げて頂き、今37か所だったと思うが、そういう形で福祉避難所

が設置をされているが、この福祉避難所を今後どのようなあり方で増やしていくのか、そしてまたそのケアをどういうふうにしていくのか非常に重要な事だと思っている。

障害福祉の分野では障害者プランでもう一度その辺を検討してみたいという話でもあったし、地域福祉計画との兼ね合い、あるいは東大阪市地域防災計画との兼ね合いで、それを今後見直して対策を取り直していくと、というようなことが言われているので、是非、それはいつ起こるか分からない南海・東南海地震。しかも軟弱な地盤の東大阪、粘土質の非常に多い東大阪では、早急にいつ起こるか分からないような状況の中でそういう対策をきちっと立てていくという事が必要だというふうに思っている。

随分、行政のそれぞれの担当には、努力をしていただいているが、こういうことはスピーディーに進めていかないといけないと考えている。

それとあと1点だけ。介護保険料の事で、先程、事務局から説明があった。またこれは議会の条例が出てきてから議会の中では議論があると思っているが、1点だけ聞きたい。様々な上昇要因があり、その中でそれを下げるために、準備基金の取り崩しだとか、財政安全化基金の取り崩しというか、活用というかそういう物の中でこの額が決まったという事だが、10段階から11段階に今回なっている。全国的にどこの市町村も5千円を超える、という報道がされているし、実際、5,385円という基準額は高齢者の方々には非常に負担が大きいというふうに思っている。サービスの質との関係でも議論があったが、実際には年金の額も下がってきており、その年金の中から天引きがされていく。こういう状況の中で介護保険料を出来るだけ、負担を少なくしていくという努力を更にやっていただきたいと思っている。その意味では11段階にして、その減免制度が利用出来る対象層というのが、その中にあると思うが、そういった所に対して情報の提供をどういうふうにしようとしているのか、その辺での努力をどういうふうにしようとしているのかというのを聞きたい。

(委員長)

機関相談支援センターの運用をしっかりとやってくれという点は要望として受け止めさせていただいて、災害時の支援については、この計画の中で位置づけるというよりは、地域防災計画を作る時にしっかりと位置づけて、しかもシステムとして動くように組み込んでいただきたい。

この2点は要望というふうに受け止めてさせて頂いて、残りの3つについては、事務局より、説明していただきたい。

ショートステイの後の事業所が少ない場合は潜在的なニーズってのがあるんじゃないか。ニーズ把握はどう考えているかということと、障害福祉計画、障害福祉と介護保険との関係でサービスを受けられなくなる場合についての配慮は、どう考えているのか。そして介護保険の保険料の問題。この3点について、それぞれ、担当事務局より説明していただきたい。

(事務局)

まず、見込み量については、今回の計画策定においては第2次計画の時のサービス見込み料、アンケート調査、個別のニーズ調査という分も踏まえて、今回については関係者団体や、事業所関係のヒアリングなどをした上で策定

してきたところである。

委員指摘のショートステイ、特に重度の医療的ケアが必要な方に対するサービス供給が不足しているという事については我々も十分認識しているところである。そういう面での看護師対策などの予算要求等もしているところであるが、なかなかうまく行っていないところが実情である。

特に事業所において看護師のいるところについても、来年度からは研修のもとに、介護職員等が一部携わるという制度改正もされるところであるが、それらの指導、研修指導を行う看護師は正看護師に限られているが事業所の方でもまだまだ準看護師の配置が主となっているので、まだまだそこら辺は不足しているところである。今後そこら辺の支援の在り方について十分検討させていただきたいというふうに考えている。それと、介護保険と障害者サービスの所謂65歳問題の件であるが、これも、国の制度として確かにそういう状況があると認識している。

まあ、今検討されております総合福祉法の改正の中でも重要課題と考えていたが、果たしてそれがどこまで取り入れられるかどうか、というのはまだまだ危ないところだというふうに考えている。国に対して要望はしっかりしていき、また市として出来る事も色々考えていきたいと思っている。

(事務局)

3点目の介護保険料の上昇に伴う、減免制度の利用の周知をどうしていくのかという質問についてだが、計画書の117ページに図表149というのがあり、ここの「市町村特別給付費等」というところに記載があるが、この分が東大阪市独自の介護保険料の減免制度の為に予定してる金額になる。計画書の114ページに低所得者等の負担軽減という欄があり、現行制度の中で出来る負担軽減という事にとどまるが、低所得者に対する介護保険料の軽減策の実施というところで、東大阪市独自で実施している減免制度の件を記載している。

現状も利用者は相当数いるが、まだこの制度を使っていない人がいると見ている。通常、毎年介護保険料の決定をした時に、個人の方に対する決定通知を送付するが、その際には必ず保険料の説明の資料を入れており、そのリーフレットの中に、独自の減免制度についても紹介をさせて頂くようにしている。

全ての被保険者の方に、確実に送付できる機会というのがその保険料の決定通知の送るときが、一番、確実な機会なので、引き続きその際には、リーフレット等への記載をもう少し、目に留まるような形に工夫しながら、していきたいと考えている。また、納付相談等の電話があった時には、必ず減免制度の案内も丁寧にするという事で努めているので、今回も保険料が上がる中で、ご利用をして頂いた方が良い方が増える可能性がございますので、より一層丁寧に、案内をして行きたいというふうに考えている。

(委員)

障害福祉計画の中で、本市では、児童虐待に対する、全ての機関による養護児童対策地域協議会というものを設置したという説明がある。もうちょっと具体的な活動内容等々を教えてください。

(事務局)

まず、養護児童対策地域協議会の活動だが、この協議会自身が、児童福祉法に位置づけられ、地域の児童虐待に対するネットワーク協議会という位置づけである。

本市においては、もともとこの法律に位置づけされる以前より児童虐待防止連絡会ということで、関係機関の方と児童虐待の事例について協議をしていた。

実際この法律に位置づけされてから、構成機関で年1度代表者会議を開催し、その下に調整会議を年2回か3回程度やっている。また、東・中・西、3地域のそれぞれで実務者会議として、実際に児童虐待を受けている、家庭の親の支援ということで新規ケースの確認及び、情報共有とか、その進捗管理等を各地域月1回ごとに実施している。

構成機関としましては、実務者会議でしたら、家庭児童相談室、府の子ども家庭センター、各保健センター、教育委員会の学校教育推進室に入っただけ、業務を継続している。

(委員)

社協としてどういうふうな中で皆さんと共にお世話をするかということを考えている。災害の支援バスも出したり、災害サポートセンターの設立とか、色んな形で早急に社協として市と対応しながら早急に立ち上げていかんといけないというようなこともあり、ワンコインサポートとか色んな形も今はどんどん進めている訳であるが、今日の意見を聞いた中で、社協が、そういう隙間をどのような形でスムーズに支援できるかということを持ち帰って、社協職員とも色んな検討を重ねながら、また皆さんにご意見を頂きながら、出来るだけ、安全で安心な街というような形に東大阪がなるような形を進めて行きたいと、思っている。

(委員)

大変嫌がられるような事を言うけれども、この審議会というのは、大変に重要な会議だと思う。それで冒頭、マイクの調子が悪く説明が聞き取れにくかったという方がいる。事務局は是非是非チェックをされて、そして臨んで頂きたい。何度も申しますけれども大事な、ほんとに大事な会議なので、よろしくお願ひしたいと思う。

(委員長)

議題の中では本市の福祉行政に係る施策の報告をいくつか報告していただこうと考えていたが、すでに予定の時間を経過しているので、来年度明けの審議会で改めて、説明をさせて頂こうと思うのでよろしくお願ひ致します。

ふたつの計画について委員からの御意見を頂戴し審議を終了する。皆様方の意見を踏まえまして、審議会としての最終まとめにつきましては、私の方に一任頂けるか。市長への答申としたいと思う。

(委員)

バリアフリーに関しては前回の審議会で申したように、本市は全国に先駆

けてバリアフリーの基本構想を作った、というところまでは褒める、しかしその割にはその後の継続改善を系統的にやっていない。これは他の市では例えば高槻や枚方や吹田など、みんな毎年1回鉄道事業者から報告聞く。

障害者の方に意見を言ってもらって、別の日に道を設けて実際に歩いてここはやっぱり良くないねとか。残念ながら本市はそれをやってない。それはやっぱり、短期・中期・長期の課題としてやっている。

本市では担当者の何人かの方々は現場をかなり回っている。で、その結果をホームページにも掲載している。それを私は非常に評価したいと思う。出来れば、それをさらに例えばこの文言は問題にはしまいと思ったんで、意見だけ言うけれども、せっかくホームページにバリアフリーの記述があったが、そこに継続的な改善を図りたいと、いう文言が私としては欲しかった。

併せて二つ目だが、これも長期課題ではあるが、短期で課題があるはずだが外出を断念している人がどれくらいいるのか、これはちゃんとしたデータがないわけで、これらの中にはホントはこの中にそういう問題もあるんだろうなとは思っている。

本市は交通アクセス過程のラインに弱い。

国土交通省の交通調査というのがあって、昨年5回目の調査がポイントは、高齢者障害者のデータが初めて入っている。これを活用すれば、場合によっては大阪府下の全市の障害者の外出率をデータを全部一目で確認できるかもしれない。

(委員長)

次年度の最初の委員会では、少し計画には向いていなかったけれども、中長期から見てとても重要な課題を整理して事務局より説明頂くってことは出来ないか。本審議会が開かれる回数が限られていて、年度初めについては、事業内容を予算を踏まえて、こうやっているという説明を長々としていただいているが、むしろグッと絞り込んで計画策定の中に十分に盛り込めていない、あるいは曖昧にしか書けなかったけれどもとても大切な課題っていうものを少し整理いただいて、委員の皆様方にご理解いただけたら、あるいは意見を頂戴するという会、審議会にしたいっていうふうに思っている。

計画どうするかということを検討していると、ともすると重大な問題でなかなか答えが出しにくい物については記述が曖昧になったり漏れたりすることが度々ございますので、そういった点を、年に一度くらい、再確認する場があった方が良くかなと思った。事務局の方大変でございますけれども、少なくとも内部とすれば、こう考えているという事を、少し箇条書きでも結構でいいので、まとめて御説明いただければというふうに思う。

司会

次回の審議会は5月下旬の予定。

福祉部長

閉会のあいさつ

閉会